

令和7年度以降 木曽川水系揖斐川（徳山ダム）
砂利等の採取に関する規制計画

中 部 地 方 整 備 局
木 曽 川 上 流 河 川 事 務 所

〔 独 立 行 政 法 人 水 資 源 機 構 〕
〔 徳 山 ダ ム 管 理 所 〕

木曽川水系砂利等の採取に関する規制計画 木曽川水系揖斐川（徳山ダム）

1. 対象区間（河川管理区間）

種別	河川名	起点	終点	延長 (km)
幹川	揖斐川	左岸：揖斐郡揖斐川町大字東杉原字奥山1223番の1地先 右岸：揖斐郡揖斐川町大字鶴見字大津瀬4番の1地先	左岸：揖斐郡揖斐川町大字塚字奥山557番の17地先 右岸：揖斐郡揖斐川町大字塚字奥山557番の9地先	16.8
支川	西谷川	左岸：揖斐川への合流点 右岸：	左岸：揖斐郡揖斐川町大字門入字落洞1785番地先 右岸：揖斐郡揖斐川町大字門入字下田1920番の1地先	11.6
支川	西赤谷川	左岸：揖斐川への合流点 右岸：	左岸：揖斐郡揖斐川町大字櫛原字西赤谷240番の7地先 右岸：揖斐郡揖斐川町大字櫛原字西赤谷245番の1地先	1.4
支川	扇谷川	左岸：揖斐川への合流点 右岸：	左岸：揖斐郡揖斐川町大字櫛原字扇西奥山379番の15地先 右岸：揖斐郡揖斐川町大字櫛原字扇西奥山390番の52地先	3.6
支川	鬼生谷川	左岸：揖斐川への合流点 右岸：	左岸：揖斐郡揖斐川町大字山手字鬼生谷258番の15地先 右岸：揖斐郡揖斐川町大字山手字鬼生谷262番の18地先	2.7
支川	磯谷川	左岸：揖斐川への合流点 右岸：	左岸：揖斐郡揖斐川町大字徳山字磯谷961番地先 右岸：揖斐郡揖斐川町大字徳山字磯谷1010番の1地先	2.6
支川	漆谷川	左岸：揖斐川への合流点 右岸：	左岸：揖斐郡揖斐川町大字徳山字漆谷717番の3地先 右岸：揖斐郡揖斐川町大字徳山字漆谷747番の5地先	2.8
支川	シツ谷川	左岸：揖斐川への合流点 右岸：	左岸：揖斐郡揖斐川町大字開田字シツ谷48番の1地先 右岸：揖斐郡揖斐川町大字開田字シツ谷48番の3地先	1.5
支川	上ノ谷川	左岸：揖斐川への合流点 右岸：	左岸：揖斐郡揖斐川町大字開田字上ノ谷330番の1地先 右岸：揖斐郡揖斐川町大字開田字上ノ谷330番の6地先	1.9
支川	白谷川	左岸：揖斐川への合流点 右岸：	左岸：揖斐郡揖斐川町大字徳山字白谷78番の2地先 右岸：揖斐郡揖斐川町大字徳山字白谷137番の2地先	3.3
	計			48.2

別添一般図表示のとおり。

2. 規制の方針

貯水池内の砂利採取は、ダム機能の維持管理に支障とならない範囲で規制することとなるが、徳山ダムは平成20年度に完成し、経過年数も16年程度であることから、採取可能な堆砂はほとんどなく、元河床を維持する観点から全面禁止とする。

3. 掘削基準河床及び掘削基準断面

全区間禁止としたため、設定していない。

4. 禁止区域等

4－1. 禁止区域

全区間禁止とする。

また、本川上流端に堆積した土砂は、当該区域が河川管理上（川幅が狭く保安距離が確保できない）及び河川環境等への影響（魚類の希少種の生息環境の確保）の観点から禁止とする。

ただし、禁止区域内に異常堆積した土砂により流下能力又は容量が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

4－2. 保安区域

横断方向は、河岸と堆砂面との交点から河道中央側へ10mを保安区域とし、その点から1：1.5勾配で下る範囲内とする。

ただし、保安区域内に異常堆積した土砂により流下能力又は容量が不足している場合に限り、河川管理及び河川環境等への影響が生じない範囲で採取可能とする。

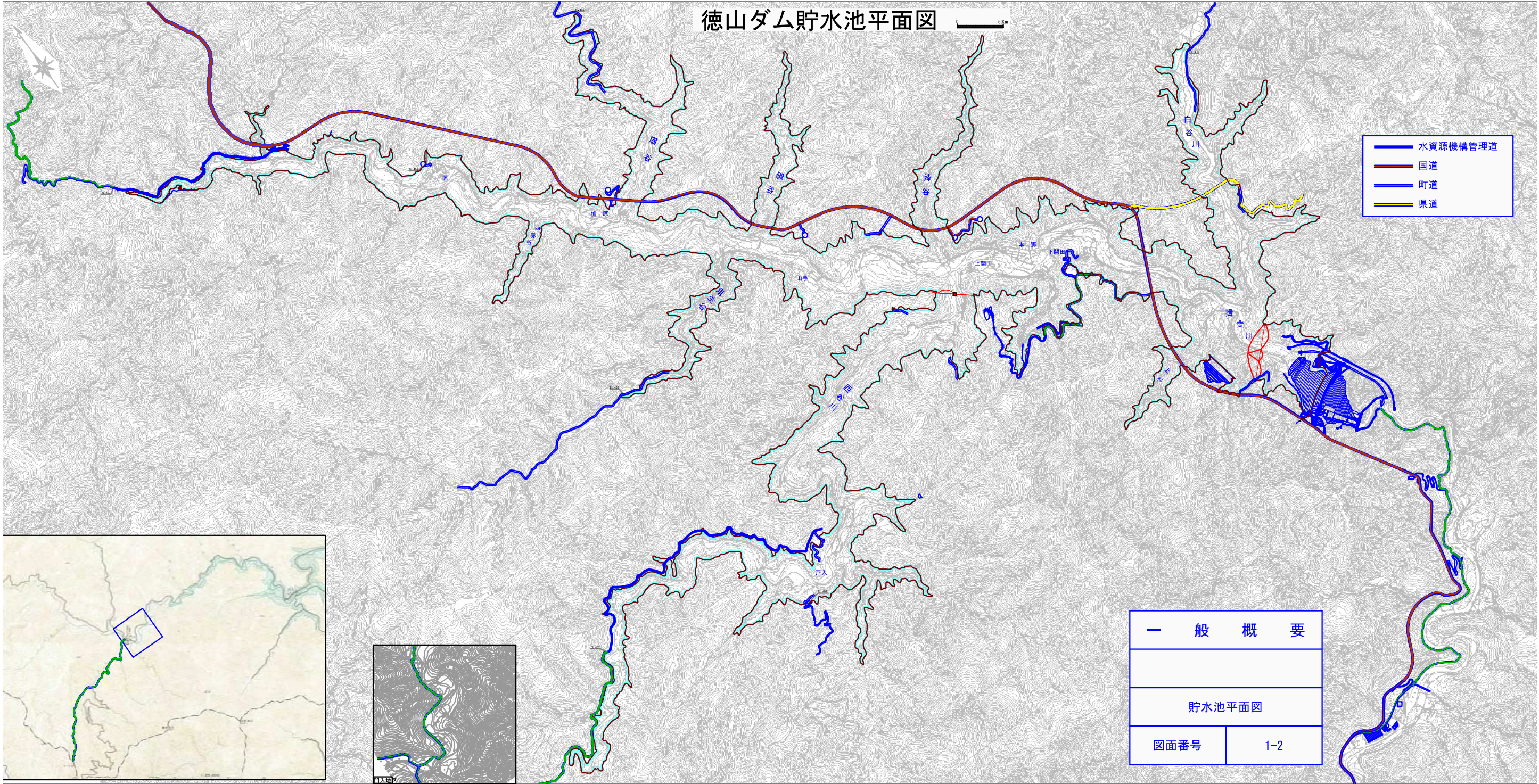
5. 掘削可能量及び採取可能量

全区間禁止区域のため該当なし。

6. 年次別計画

令和7年度から令和11年度までの5箇年間の計画とする。

全区間禁止区域のため該当なし。



※ 貯水池内の砂利採取は、ダム機能の維持管理に支障とならない範囲で規制することとなるが、徳山ダムは平成20年度に完成し、経過年数も16年程度であることから、採取可能な堆砂はほとんどなく、元河床を維持する観点から全面禁止とする。